

(平成 29 年 2 月 27 日開催【平成 28 年度第 3 回草津市地域密着型サービス運営委員会】資料 3 から抜粋)

草津市地域密着型サービス運営委員会の審議案件について

1. 草津市地域密着型サービス運営委員会について

当委員会は草津市附属機関設置条例(平成 25 年 3 月 29 日条例第 3 号)に基づき設置されており、その担任する事務は、「地域密着型介護サービスおよび地域密着型介護予防サービスにかかる費用の額、事業者の指定、施設等の整備ならびに人員、設備および運営の基準についての調査審議に関する事務」と規定されており、以下の事項について意見を徴することを目的としています。

- ① 地域密着型サービスの指定に関すること
(法第 78 条の 2 第 7 項)
- ② 地域密着型サービス事業所の指定基準の策定・改正に関すること
(法第 78 条の 4 第 6 項)
- ③ 地域密着型サービスの独自報酬及び基準の設定に関すること
(法第 42 条の 2 第 4 項及び第 5 項)
- ④ 地域密着型サービス事業所の指定の条件に関すること
(法第 78 条の 2 第 8 項)
- ⑤ 監査・指導結果等に基づく、地域密着型サービス事業所の資質向上に関すること。

2. 地域密着型サービス事業者の指定事務について

担任する事務のうち、「地域密着型介護サービスおよび地域密着型介護予防サービス事業者の指定についての調査審議に関する事務」については、平成 27 年度第 2 回委員会(平成 28 年 3 月 9 日開催)において審議いただき、次の方針とさせていただいております。

【方針】(平成 27 年度第 2 回草津市地域密着型サービス運営委員会資料 4 から抜粋)

介護保険法の改正により、利用定員 18 人以下の通所介護事業所については、平成 28 年 4 月 1 日から地域密着型通所介護事業所となり、指定・指導権限が滋賀県から各市町へ移行する。あわせて、平成 30 年 4 月 1 日から居宅介護事業所(ケアマネ事業所)の指定・指導権限が滋賀県から各市町へ移行される予定となっている。

このことから、今後、地域密着型サービスの指定案件が増え、現在の当委員会の開催回数では、各事業所の開所時期に合わせた柔軟な対応が困難となることが予想されるところから、今後、地域密着型サービスの類型が増え、また指定件数の増加が予測されることから、下記①または②の場合に限り、当委員会の審議案件とする。

- ① 市が公募を実施した事業所
- ② 新たなサービス類型の事業所